

第20回柏市農業委員会総会議事録

1 令和5年3月10日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所別館4階 第5会議室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

<農業委員>

1番 金子 幸司	2番 酒 卷 寿 雄
3番 遠藤 秀生	4番 大 宮 茂 男
5番 成 嶋 君 美	6番 飯 野 文 夫
7番 坂 卷 洋 行	8番 石 井 マサ子
9番 岡 田 英 夫	10番 寺 島 和 彦
11番 村 越 等	12番 橋 本 英 介
13番 谷田 貝 和 代	14番 平 川 徹
15番 染 谷 茂	16番 山 崎 明 久

16名中16名出席

<農地利用最適化推進委員>

17番 友 野 博 之	24番 関 根 勝 敏
26番 富 澤 英 三	27番 林 敏 夫

15名中4名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

18番 小 川 克 己	19番 栗 原 豊
20番 染 谷 織 恵	21番 大 塚 信 幸
22番 豊 田 佐智子	23番 木 村 寿
25番 濱 嶋 静	28番 飯 田 利 明
29番 石 井 一 美	30番 砂 川 晴 彦
31番 坂 卷 儀 治	

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

次 長 杉 浦 清
副主幹 原 田 圭 介

主 事 菅 野 翔 太

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 軽微な農地改良の届出書の受理通知書の交付について
- (4) 農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用届出の確認書の交付について
- (5) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

議長 本日は、お忙しいところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまより第20回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、農業委員16名中16名、推進委員15名中4名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、日程1 議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 議長一任ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは指名をいたします。

成嶋君美委員，飯野文夫委員，よろしくお願ひいたします。

次に、日程2 一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願ひます。

今月の担当は、第4調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、坂巻洋行委員長よろしくお願ひいたします。

坂巻洋行委員長 農地第4調査会は、去る3月6日、7日、令和4年度第12回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第3条1件、第5条4件、主たる従事者証明4件について、現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、令和4年11月に開催された第16回総会の議案第1号から2号の7件について、巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

それでは、日程3 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局お願ひします。

(議長の名で事務局が総括説明)

議長 それでは審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 それでは、1番についてご報告します。

調査会資料は、3ページからになります。

本件は、柏市鷲野谷在住の譲受人が、自己所有の隣接地と一体で耕作を行うため、また、鷲野谷在住の譲渡人は、住宅リフォーム資金捻出のため、売買による所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆，畑●●筆，計●●㎡で，●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は、7ページからになります。

本件は、売買を伴う、資材置場用地への転用許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、●●m²です。住宅地や事業用施設、公共公益的施設用の土地によっておおむね囲まれている農地であることから、第3種農地と判断しました。

譲受人は柏市大井で土木建築業を営む法人で、柏市岩井の資材置場が手狭であることから、既存施設に隣接する申請地へ新たに資材置場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、川砂・RC等の建設資材を保管するもので、場内はアスファルト舗装とし、土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲はブロック積みの上にフェンスを設けます。

工事中は仮囲いをし、外部からの出入りがないようにします。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。

地目は田になっているようですが，現状はどういう状況ですか。

坂巻洋行委員長 現地は，去年まで田んぼをやっていました。

成嶋委員 現状が畑ならば，そのまま造れるんでしょうけども，水田として使っていたとなると，そのまま資材置場にできるんでしょうか。

坂巻洋行委員長 まず，下に十分砕石を敷き入れて，アスファルト舗装にするので大丈夫だと思います。

成嶋委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

はい，どうぞ。

村越委員 村越です。

農地区分のところで公共公益的施設用の土地とありますが，この公共公益的施設用の土地というのはどういう意味ですか。

議長 では，事務局お願いします。

事務局 事務局です。

ご質問のありました公共公益的施設についてですが，これは限定ではなくて例示ということで，住宅地や事業用施設，会社など公共公益的，通常であれば役所などの公共施設を指すものと思いますが，今回の場所については，特に公共公益的施設はありませんが，周辺に手賀の杜の住宅地や，民間会社の社屋などに囲まれている非常に狭い区

域であるという意味で，あくまで例示として用いられているものです。

村越委員 分かりました。

議長 そのほか，ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので，1番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を，坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は，11ページからになります。

本件は，使用貸借権の設定を伴う，住宅用地への転用許可申請です。

申請地は，●●の畑の一部●●筆，●●㎡のうち，●●㎡です。

住宅地や事業用施設，公共公益的施設用の土地によっておおむね囲まれている農地であることから，第3種農地と判断しました。

譲受人は父と兄の3人で住んでおりましたが，自身の婚姻を機に父の所有する農地に専用住宅を建築する計画に至ったものです。

計画内容は，木造2階建て専用住宅1棟を予定しています。外部からの搬入土による盛土は行いません。

被害防除対策として，用水は柏市営水道から引き込みを行い，汚水，雑排水は合併浄化槽で処理した後，市道内のU字溝へ放流，雨水は浸透柵を設置し，自然浸透とし，オーバーフロー分は汚水U字溝へ接続し放流します。

施工中は周囲に仮囲いを設置し，防音・防塵対策を行い，完成後は，外周部に重量ブロック土留め及びメッシュフェンスを設置します。

工事期間中は，資材の搬出入及び重機等の使用における工事車両の通行等に際しては，必要に応じ警備員を配置し，安全に配慮します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等につ

いて審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 3番についてご報告します。

調査会資料は、15ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う、車両置場用地への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は中古車販売業を行っており、事業拡大に伴い、既存施設に隣接する申請地へ、新たに車両置場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、販売用車両77台分の駐車スペースを設け、場内は砂利敷きとし、既存施設側の出入口から車両の出入りを行います。土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、外周農地との境に築堤を設け、新たに丸木トラロープを設置、土砂等の被害を防止します。

また、工事中は、誘導員を配置して安全に配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立

地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第4調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。

この譲受人の●●さんは，どちらの国の方でしょうか。

坂巻洋行委員長 ●●の方です。

成嶋委員 成嶋です。

この間，他の地域で土地取得の問題が話題になっていましたが，柏市では外国人の土地購入に対する規制などは何か設けてはいないのでしょうか。

議長 では，事務局お願いします。

事務局 事務局です。

柏市では，特に設けておりません。

成嶋委員 このような問題は，結構あると思うんですけども，柏市はそういう危機感は，まだないようですね。

法整備を進めているとか，そういう話があるとか，ちょっと聞いたかったです。分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、3番を承認いたします。
次の審議に入ります。

4番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 4番についてご報告します。

調査会資料は、19ページからになります。

本件は、賃借権の設定を伴う、資材置場用地への一時転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、隣接する食品加工工場の拡張工事を請け負っており、隣地事業の計画において、同敷地内に資材一式を設置することができないため、申請農地を一時的に転用する計画に至ったものです。

計画内容は、申請地に仮設事務所1棟、トイレ・手洗い場、仮設電気引込柱、駐車スペース23台分、仮設足場資材・梁柱等の資材一式の設置を予定しております。

被害防除対策として、用水は隣地建設現場内の給水を使用し、雨水排水は自然浸透とし、汚水排水は汲み取り式であるためありません。

工事中は誘導員を配置し、仮設フェンスを設置し、歩行者、通行車両、隣接農地に対し迷惑のかからないように行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、4番を承認いたします。
議案第2号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次の議案に入ります。
議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」
を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。
事務局。
(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは審議に入ります。
1番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 1番についてご報告します。
調査会資料は、23ページからになります。
本件は、高田在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出をするための、農業の主たる従事者証明の申請です。
申請地は●●の畑●●筆●●㎡です。
申請理由は、主たる従事者である申出者の母が死亡し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。
以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては、承認相当と判断しました。
以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は、25ページからになります。

本件は福岡市在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出をするための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は●●の畑●●筆●●㎡と、●●の畑●●筆●●㎡の合計●●㎡です。

申請理由は、主たる従事者である申出者の母が死亡し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。

従事者が●●人とありますが、残った農地は誰が管理するのですか。

坂巻洋行委員長 もともと管理会社の方と、本人が耕作していた時から契約なさっていたそうで、その管理会社の方をお願いするようです。

成嶋委員 分かりました。

議長 そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、2番を承認いたします。
次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 3番についてご報告します。

調査会資料は、28ページからになります。

本件は、岩井在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出をするための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は●●の畑●●筆●●㎡です。

申請理由は、主たる従事者である申出者の父が死亡し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、3番を承認いたします。
次の審議に入ります。

4番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 4番についてご報告します。

調査会資料は、30ページからになります。

本件は、正連寺在住の方と流山市在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取を申し出をするための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は●●の畑●●筆●●㎡です。

申請理由は、主たる従事者である申出者の母が死亡し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、4番を承認いたします。

議案第3号採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番から第2番は、花野井に在住の農業者が、●●の畑●●筆，合計面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので，設定期間は3年です。

計画番号3番は、花野井に在住の農業者が、●●の畑●●筆，面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので，設定期間は5年です。

計画番号4番から第5番は、流山市に所在する農地所有適格法人が，●●の畑●●筆，合計面積●●㎡に，新規及び継続して賃貸借権を設定するもので，設定期間は10年です。

計画番号第6番は、藤心に在住の農業者が，●●の田●●筆，面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので，設定期間は5年です。

計画番号第7番は、藤ヶ谷に在住の農業者が，●●の田●●筆，面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので，設定期間は5年です。

計画番号第8番は、箕輪に在住の農業者が，●●の畑●●筆，合計面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので，設定期間は1年です。

計画番号第9番は、若白毛に在住の農業者が，●●の畑●●筆，面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので，設定期間は1年です。

計画番号第10番は、片山に在住の農業者が，●●の田●●筆，面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので，設定期間は5年です。

計画番号第11番は、布瀬に在住の農業者が，●●の田●●筆，合計面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので，設定期間は10年です。

計画番号第12番は、印西市に所在する農地所有適格法人が，●●の田●●筆，面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので，設定期間は10年です。

続きまして，所有権移転の案件です。

計画番号第1番から第2番は，布施に在住の農業者が，●●の田●●筆，畑●●筆，合計面積●●㎡に所有権を移転するものです。

なお，以上の計画要請の内容は，経営面積・従事日数など，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

酒巻寿雄委員 酒巻です。計画番号4番と5番の●●というのはどんな会社でしょうか。

農政課 農地の耕作以外にも、飲食店などを行っていたと思いますが、細かい業務内容などは調べておりません。

以上です。

酒巻寿雄委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第4号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 次の議案に入ります。

議案第5号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは審議に入ります。

議案説明を遠藤農政部長に求めます。

遠藤農政部長お願いいたします。

遠藤農政部長 それでは、議案第5号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」ご説明させていただきます。

平成28年4月1日、「農業委員会等に関する法律」が改正され、農地等の利用の最適化の推進が委員会の必須事務として位置づけられ、柏市においても、農地利用最適化推進委員と農業委員が一体となって農地利用の最適化を推進しているところであります。

当該指針の基本的な考え方として、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項の規定に基づき、農地利用の最適化を推進するため、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の3年間の任期中の活動目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を具体的に示すものとなります。

本日は、総会に先立って開催された第4回目の農政部会において、作成、調整を行いました改正案につきまして、その内容をご審議いただくものです。

私からは以上です。

議長 ご苦労さまでした。

次に、事務局に概要説明を求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が概要説明)

議長 ご苦労さまでした。議案説明及び概要説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、承認いたします。
議案第5号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
以上で、本日の議案審議は終了いたしました。
次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局。
(議長の指名で事務局が報告事項説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思えます。

次の予定を申し上げます。

4月4日火曜日、5日水曜日が調査会で、4日は午前9時から、5日は午後1時から、本庁舎5階第1委員会室でございます。

担当は、農地第1調査会です。

4月10日月曜日が総会で午後2時から、本庁舎5階第5、第6委員会室でございます。

これをもちまして、第20回柏市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

(午後3時00分閉会)